



信州うえだの現況2021



くらしによるこび創りませんか
信州うえだ農業協同組合

Japan
Agricultural
Co-operatives

信州うえだ

も く じ

ごあいさつ	1
事業方針	2
業績	5
法令遵守の体制	7
個人情報保護方針	8
金融商品の勧誘方針	10
貸出運営についての考え方	11
社会的責任と貢献活動	11
JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」	12
リスク管理の状況	13
業務・事務の効率化への取り組み	17
行政指定金融機関の取扱状況	17
農業振興活動	18
地域貢献情報	19
信用事業のご案内	20
手数料一覧	23
当組合の組織	27
地区	33
店舗一覧	33
特定信用事業代理店業者の状況	38
沿革・あゆみ	39
資料編	41

※第 26 期事業年度と令和元年度、第 27 期事業年度と令和 2 年度は同意です。

ごあいさつ

平素より当JAの事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先の第27回通常総代会におきましては、令和2年度事業の決算財務諸表についてご承認をいただきました。ここに、JA事業に対するご理解を一層深めていただくとともに、皆様にとりましてJAがより身近な存在となるよう、一年間の活動内容・成果をディスクロージャー誌として取りまとめました。

さて、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が著しく制限される事態となり、JAでは、組合員、地域の皆様の感染防止に向け、安全・安心対策に最大限の配慮をするなかで、事業・組織運営を行った一年でありました。また、農畜産物の販売では、二度にわたる緊急事態宣言の発出により、日常生活にも影響を及ぼし、とりわけ観光業、外食産業、小売業への影響から農畜産物の需要が減退し、大きな打撃となりました。農畜産物の需要減退に対しては、国、県、市町村への行政支援を強く要請するとともに、「経営継続補助金」などの活用を組合員の皆さんへ提案し、申請支援にも取り組みました。さらに、地元農畜産物の消費拡大に関しても、組合員、行政、地元厚生連病院の皆様などにご協力をいただき、花きの展示・販売運動等を展開して参りました。また、農業を取り巻く環境では、春先の低温、梅雨入り以降は長雨と日照不足、その後一転しての高温、干ばつに見舞われるなど、米、野菜、花きなどを中心に多くの品目が影響を受けました。新型コロナウイルス感染拡大の影響から、農畜産物価格が低迷するなどの影響も相まって、組合員の皆様にとりましては、大変苦勞の多い一年でありました。

一方、農業、農政をめぐる情勢では、水田農業対策におきまして、新型コロナウイルス感染拡大による需要減退の影響を顕著に受けるなか、令和2年産の主食用米の収穫量は、国が定めた適正生産数量を上回り、全国的に民間流通在庫の積み増しが懸念されており、米の販売環境は極めて厳しい状況にあります。このような状況を踏まえ、令和3年度においては、需要を踏まえた米の適正生産をすすめるため、生産者とともに米価の維持に努めることをはじめ、行政、関係機関一体となって水田農業施策を活用しながら農業所得の確保に取り組んで参ります。また、農協改革につきましては、改正農協法に基づき、5年後の制度見直しと准組合員規制の在り方などが検討され、政府から結論が出される状況にあります。JAは、農業を基軸とした自主・自立の組織として、引き続きJA自己改革を着実に実践し、総合事業経営の維持拡大に取り組んで参ります。

また、JA経営を取り巻く環境は、少子高齢化による事業の減退、マイナス金利政策の長期化による利鞘の縮小など、厳しい環境下でのJA運営が求められており、経営改革の実現に向けては、環境変化に対応し、将来にわたって農業振興や地域社会の活性化に取り組める「なくてはならない、地域に必要とされるJA信州うえだ」を目指し、収支改善に取り組むとともに、体制の強化・再構築、拠点等の効率化等に関する検討を進めて参りました。令和3年度は、早期に経営改革を実現するため、方向性を組合員の皆様へご説明しご意見を賜りたいと存じますので、何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。



この他、令和2年度の事業活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況下で、組合員はじめ地域の皆様のご理解、ご協力をいただき、経営収支では事業計画を上回る4億4,607万円余の当期剰余金を計上することができました。改めまして、組合員、利用者各位に、深く感謝を申し上げます。今後も、JA経営の信頼性の向上と新時代に即したJA運営に役職員一丸となって邁進して参りますので、一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和3年6月

信州うえだ農業協同組合
代表理事組合長 眞島 実

事業方針

■経営理念

「私たちの組織は、豊かな発想に基づく新たな価値観を創造し、共に育むことを基本姿勢とします。」

【私たちの基本姿勢】

- ・心の通い合える、より質の高いサービスを提供し続けます。
- ・組合員のニーズを反映し、未来を先取りした経営を行います。
- ・働く喜びと誇りが持てる、活力ある職場づくりをめざします。

J Aは食と農を基軸とし、「相互扶助」の精神のもとに、組合員・農家の農業経営と生活を守り、よりよい地域社会を築くことを目的として設立された協同組合です。この目的を実現するため、私たちJ A信州うへだは、常に組合員の生活と経営の向上をめざす事業を展開します。

■基本目標（第9次中期3カ年計画（R1～R3））

当J Aでは、令和元年度より「食と農で地域に笑顔をつくります」を長期ビジョンとして掲げ、次の3つのテーマを柱に、ビジョン達成に向けて取り組んでいます。

☆農業生産基盤の強化による産地の維持に取り組みます

- 1 中心的担い手の生産意欲の向上・規模拡大に取り組めます
- 2 多様な担い手の維持・拡大と生産意欲の向上・農業経営・コストの削減に取り組めます。

☆組合員とJ Aのつながりの強化に取り組めます

- 1 組合員ニーズの把握に基づく総合事業としてのメリットを発揮します
- 2 組合員のJ A参画の向上に取り組めます
- 3 組合員、消費者、地域の多様なつながりを充実させます

☆総合事業を支えるJ A経営基盤を確立します

- 1 総合J Aの経営力向上による事業利益を確保します

■自己改革の取り組み状況について

政府がすすめる農協改革の内容は、信用事業分離や准組合員の事業利用制限など、これまでのJ Aのあり方を根本的に変える提案がなされています。

平成28年4月に改正農協法が施行され、J Aの自己改革が求められているなかで、J A信州うへだでは、組合員の皆様との対話を通じ、農業者の所得増大、地域の活性化、経営基盤の確立に向けて「不断の自己改革」に取り組めます。また、組合員・地域の方に愛され必要とされるJ Aであり続けるため、総合事業を堅持し、組合員の皆様とともに一歩先のJ Aをめざし改革に取り組めます。

I. 農業開発基金等の活用による地域農業振興への取り組み

当J Aを含むJ A長野県グループでは地域農業振興ビジョンの実践に向け、新品目・新技術の導入や新規就農者などの生産者に直接支援を行うため、「J A長野県農業開発基金」を平成21年度から造成してきました。

また、当J A独自の農業開発積立金を積み立て、地域の農業振興に向けた活用をすすめています。令和2年度は、次のような取り組みを行ってきました。

- J A農業支援プランを活用した生産基盤強化（167件、支援額12,490千円）
- 生産基盤強化に向けた素畜導入支援（2件、2,376千円）

II. 農業所得増大に向けた取り組み

- 担い手ニーズを反映するための情報システムである『営農支援システム』の導入検討
- J A農業支援プランを活用した重点品目の生産拡大・経営効率化
- 管内市町村および姉妹都市等と連携したJ A信州うえだ産農畜産物の供給拡大
- 用途を限定した企業への原料取引拡大（アップルパイ向けリンゴ等）により農家所得向上
- 大口農家等への直接配送（11件）や農家訪問を通じた予約注文利用拡大
（肥料自己取り値引き1,595千円、農薬自己取り値引き4,710千円・大口奨励7,861千円）
- 効率的な農作業に向けた労力コスト削減資材の提案（私の肥料36件）
- 農機修理時における代車の対応に向けた機械取得（39台）

III. J A長野県グループとの連携による地域農業振興やくらしづくりに向けた取り組み

- 「J A共済くらしの活動促進事業」を活用した食農教育や協同活動などくらしの活動支援
（10件、助成額500千円）

IV. 組合員をはじめ地域住民へ「食」と「農」の理解増進とコミュニケーション強化（地域活性化）

- 生産者との連携による農業体験イベント（食農教育）の開催
- 開催規模、回数を縮小しながらも収穫イベント等を開催し、地元農畜産物のPRや生産者と地域住民のコミュニケーション機会を維持
- 地元広報誌や紙面、ホームページを通じた農業・くらし情報等の発信強化（日本農業新聞掲載139回）
- 管内小学校等への地元農畜産物の供給拡大（学校給食）と「食」と「農」への理解促進に向けた食農教育本の贈呈

V. 組合員や地域住民との連携による地域づくり（活性化）に向けた取り組み

- 組合員の意見を聴く運営委員会・懇談会等の開催
・区域運営委員会（955名）
- 組合員や地域住民のくらしづくりに向けて、A・コープファーマーズうえだ店までの「お買い物バス」の年間運行（運行回数244回、利用者延べ1,904名）
- 地域の拠り所や協同活動の拠点として、新型コロナウイルス感染症の対策を行い開催規模・回数を縮小しての、J A支所・店の活用促進
・おらちのえんがわ、ふれあいサロン hinata bocco とよさと、ふれあい自由広場、そば教室、料理教室
- 地区活動計画に基づく地域と連携した協同活動の展開と交流・活性化の促進

VI. 組合員・地域住民の健康づくりと地域との交流促進

- 高齢者の健康づくりや地域での支えあいの促進
・助け合いの会公開講座（2会場、参加者37名）
・健康づくり教室（21教室、265名）
・通所介護型介護予防重点型ミニデイサービス
（利用回数延べ2,960回、利用者数延べ867名）
・J A独自の運動機能向上教室（99教室、275名）
- 「J A長野県健康寿命創造運動」を推進するため、J A健康スクリーニングの開催や人間ドックの受診案内とJ A長野厚生連病院での受診者へ助成（人間ドック・PET検診等助成額2,633千円）

こうした取り組みには事業費用のほか、法律で定められた営農指導や生活文化改善事業の費用にあてる「次期繰越剰余金」や「農業開発積立金」等を充当しています。これらの繰越金や積立金は、組合員の皆様が事業を利用させていただくことにより確保されています。

■ JA信州うえだの行動指針

私たちは、常に明るく親しみのある行動とともに、3つのよろこびを追求します。

1. 組合員の「よろこび」のために
 - ・組合員の立場にたって考えます。
 - ・きめ細かなサービスを行います。
 - ・専門的知識を吸収し活用します。
2. 働く「よろこび」のために
 - ・仕事に責任と自覚を持ちます。
 - ・広い視野と柔軟な思考を持って行動します。
 - ・夢を持ち目標に向かって行動します。
3. 地域に生きる「よろこび」のために
 - ・ふれあいを大切に地域活動に積極的に参加します。
 - ・農業の重要性を理解し行動します。
 - ・活発な情報交換を行います。

■ JA信州うえだのコミュニケーションメッセージ

『くらしによるこび創りませんか』

「のぼるくん」は、JA信州うえだのキャラクターです。

<のぼるくんの由来>

この名前は、上小地区（上田小県地区の略です。）を『上昇』と書き換え、上昇する、昇るというイメージから名付けました。

また、体全体でコミュニケーションメッセージの「よろこび」を表現し、右手の人差し指は「この指とまれ」を意味し、JA信州うえだの将来的な発展や地域社会における信頼・親しみを表しています。



真田のぼるくん

業 績

事業活動の内容と成果

- 1 営農関連事業は、農業情勢の変化や地域の農業環境、市場・消費者ニーズ等に対応するため、生産部会や担い手農家等との対話を通じ、特色のある地域農業の発展や、農畜産物等を資源とした地域ブランド構築を盛り込んだ「地域農業振興ビジョン」の実現と、耕作放棄地の未然防止等に向けた「地域営農システム」の構築に取り組んでまいりました。
また、販売を起点とした営農指導事業を展開し、JA農業支援プランの活用による産地基盤の強化と、自然災害に強い施設化の推進などに取り組むとともに、JAグループ・子会社、関係行政等と連携した新規就農者の確保や担い手育成にも取り組みました。
販売事業は、JA信州うえだブランドを構築するための生産面積の拡大や重点品目の産地化に取り組むとともに、圃場巡回による生育状況の共有による有利販売に努めました。また、実需者のニーズに応えるため、農家のグルーピングによる高レベルな生産・販売と良品質化に取り組んだ結果、農畜産物取扱高は、81.8億円となりました。
生産購買事業は、昨今の気候変動に起因する自然災害に左右されない安定した農産物生産と作業効率化に向け、JA農業支援プランや行政補助を併用した施設資材の普及に取り組むとともに、農家のコスト軽減促進につなげるため、「わたしの肥料」、「水稲超大型規格農薬」のさらなる普及拡大に努めました。また、JA全農長野と連携し、競合店およびWEBショップの価格調査を行い、調査結果をもとに、主要品目において価格設定をするとともに、共同購入や予約発注、各種奨励の活用により仕入コストを削減し資材価格を引き下げた結果、取扱高は23.2億円となりました。
農業機械事業は、農閑期の担い手農家や大口農家への訪問活動を実施し、ニーズの掘り起こしや整備点検を提案したほか、新型コロナウイルスの影響により大規模な展示会の開催や参加は見送られましたが、個別の提案活動や「経営継続補助金」の活用による農業機械の導入にも取り組んだ結果、取扱高は、7.3億円となりました。
- 2 介護保険事業は、国の政策が介護予防により重点が置かれた内容に変わる中で、新型コロナウイルス感染防止を第一に、介護予防事業（ミニデイサービス）、介護予防訪問介護事業、運動機能向上教室に取り組みました。
- 3 生活支援事業は、新型コロナウイルス感染防止のため「よりあい広間」の開催を自粛しましたが、感染症予防対策の研修会や地域住民へ向けた健康維持のための講座を実施しました。また、高齢者生活支援事業「ホットほっとサービス」を通じて、配食や訪問サービスを提供するとともに、利用者の安否確認にも取り組みました。
- 4 生活購買事業は、リンゴ、タマネギなど、地元農産物の供給や、利用者の利便性向上を目的とした米の定期配送、災害に強い生活環境として太陽光発電、蓄電池の普及をすすめるとともに、高齢者の暮らし（住宅リフォーム、エアコン等）や健康維持関連商品（補聴器、配置家庭薬等）の提案など快適なくらしづくりのPRに取り組みました。
- 5 信用事業は、新型コロナウイルス感染症により通常の訪問活動や提案型相談を一部自粛しましたが、経営環境の悪化に伴う資金相談や経営相談には積極的に取り組みました。また、組合員・利用者の資産形成の提案活動や、ネット化・キャッシュレス化に対応するためネットバンクの拡大やJAバンクアプリの普及に取り組み、利用者の利便性の向上に努めた結果、貯金残高3,421.6億円、貸出金残高

550.5億円となりました。

- 6 共済事業は、安心して農業経営に専念できるよう、営農関係部署との連携による農業リスク診断活動に取り組むとともに、JA共済の各種支援制度事業を活用し、地域農業の活性化および協同活動への支援を行いました。また、「ひと・いえ・くるま」の総合保障提案により、組合員・利用者・地域への「安心」と「満足」の提供に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した訪問活動に努めた結果、長期共済新契約高は603.6億円、支払われた共済金は119.7億円となりました。
- 7 広報活動は、JAと組合員をつなぐ活動として、広報誌「JAN! JAN!」・支所だより・営農センターだより等の媒体を使った情報発信のほか、JAを「知ってもらおう」、「利用してもらおう」、「参画してもらおう」に向けて、組合員や地域住民をはじめ幅広い世代のニーズに合わせた媒体の活用、事業利用につながる効果的な情報発信に取り組みました。
- 8 経営管理・組織運営は、次世代につなぐJA組織基盤の拡大と協同・参画が広がる組織づくりとして、各地区事業部での協同活動やイベント、女性部活動などを通じた組合員加入促進に取り組みました。また、JA自己改革の着実な実践と組合員・地域から信頼され続けるJAづくりとして、経営改革検討委員会を中心に経営改革に向けた検討を実施し、拠点等の事業効率化の具体策策定に取り組みました。

組合が対処すべき重要な課題

- 1 **第9次中期3カ年計画及びJA自己改革の着実な実践と組合員・利用者への発信強化**

組合員・利用者の皆様にとって、「なくてはならないJA」であり続けるために、3カ年計画の着実な実践などを通じた「不断の自己改革」に取り組み、農業所得の増大と地域・社会に貢献する地域協同組合としての役割を発揮します。なお、具体的な取り組み状況については、報告事項に記載しています。
- 2 **地域農業振興ビジョンの実践と農業生産基盤の強化**

生産者や地域と一体となり、今後の地域農業の柱である地域農業振興ビジョンの取り組みを強化し、地域の農業振興と力強い農業生産基盤づくりに取り組みます。
- 3 **次世代につなぐ組織基盤の拡大と協同・参画が広がる組織づくり**

JAファンから組合員加入につなげるため、地域農業を応援する仲間づくり、目的別グループ活動や協同活動への参画を通じた組合員加入促進に取り組みます。
- 4 **財務の健全化とJA経営の体質強化**

環境変化に対応する改革の計画的実施と進捗管理の徹底により、JA自己改革及び経営の高度化をすすめ、財務の健全化と経営体質の強化に取り組みます。
- 5 **内部統制の確立とコンプライアンス態勢の徹底・定着**

内部統制の整備・運用により、経営の効率化やリスクの低減に取り組むとともに、JA全体へのコンプライアンス意識のさらなる浸透に取り組みます。

法令遵守の体制

■取組姿勢

私たちは、信用事業をはじめ共済事業、購買事業、販売事業等様々な事業を行っております。その中でも信用事業は業務内容やリスクが多様化・複雑化しており、金融機関の一員として徹底した自己規律、自助努力が要求され、併せて業務運営の透明性を高めていくことが求められております。このために重視しなければならないのは、農業協同組合法をはじめ様々な事業に関連した法令及び、定款・諸規程のほか社会的ルールを遵守するコンプライアンス態勢の確立であると考えております。

そこで、一般的に「法令遵守」と訳されることの多い「コンプライアンス」という言葉を、「単に法令等を守るだけでなく、社会の一員として積極的に守っていくもの」と認識し、その徹底に取り組んでおります。そして、このコンプライアンス態勢の徹底を通じ、皆様からの信頼を確立していきたいと考えております。

■コンプライアンス体制

法令及び社会的規範の遵守を徹底するために、組織全体の統括部門として、コンプライアンス統括部署を設置しています。また、各職場にコンプライアンス責任者・担当者を配置し、職制の中で相互に法令遵守状況をチェックする体制を整えております。

■コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス徹底のため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、全役職員に配布いたしました。

本マニュアルには、コンプライアンスに対する基本的な考え方、各ルールの説明等が記載されており、今後も法令の改廃等、必要に応じて改定いたします。

■基本方針

基本姿勢に基づいて次の事項をコンプライアンスの基本方針として掲げます。

～コンプライアンス基本方針～

- 1 私たちは、協同組合の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行っていきます。
- 2 私たちは、公平で透明な事業運営を行います。
- 3 私たちは、利益と倫理が相反する場合は、迷わず倫理を選択します。
- 4 私たちは、健全な事業活動を通じて、安心して暮らせる豊かな社会地域への発展に貢献します。
- 5 私たちは、反社会勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。
- 6 私たちは、心の通い合える、より質の高いサービスを提供し続けます。
- 7 私たちは、組合員のニーズを反映し、未来を先取りした経営を行います。
- 8 私たちは、働く喜びと誇りが持てる、活力ある職場づくりをめざします。

コンプライアンス・マニュアル



全役職員に配布されているコンプライアンス・マニュアル

個人情報保護方針

組織・管理体制の確立

当組合は、個人情報取扱事業者に課せられる義務と責任を果たすため、個人情報保護管理者を置き、個人情報の安全管理について、内部規程、監査体制の整備等を行っています。

I 信州うえだ農業協同組合個人情報保護方針

信州うえだ農業協同組合
代表理事組合長 眞島 実

(2005年4月1日制定、2019年5月28日最終改定)

信州うえだ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

II 信州うえだ農業協同組合情報セキュリティ基本方針

信州うえだ農業協同組合（以下、当組合という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

III 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護法に基づく公表事項等につきましては、JA信州うえだのホームページ (<https://www.ja-shinshuueda.ijjan.or.jp/>) をご覧ください。

金融商品の勧誘方針

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を配慮のうえ、適切な勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 訪問・電話による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

貸出運営についての考え方

地域金融機関として、「組合員および地域の皆様からお預りした資金は、地域の多くの方々にご融資する。」という基本姿勢に立って、地域の皆様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えできる融資専門体制を整えております。また、農業関連資金をはじめ各種ローンを取り揃え、健全な資金提供を心がけています。

今後とも、農業、地域産業の発展・活性化に寄与する資金をはじめとして、組合員および地域の皆様に、お役に立つご融資に取り組み地域金融機関としての役割を果たしてまいります。

社会的責任と貢献活動

信用・共済事業（金融事業）のほか、購買・販売事業等経済事業の活動を通じた他業態にない総合力を発揮した事業展開とともに、農政・地域農業振興活動、生活指導活動、高齢者福祉活動等を通じて、組合員及び地域住民の「くらしづくり」に貢献と地域づくりに取り組んでいます。これらの主な内容は「協同のあゆみ」（第27回通常総代会資料）のとおりです。

これからも存在理念・経営理念に基づき、農業と地域社会に根ざした組織として上小地域の農業を振興し食と緑と水を守るとともに、環境・文化・福祉への貢献を通じて健康で安心して暮らせる豊かな地域社会を築く社会的役割を誠実に果たしてまいります。

JAバンク基本方針に基づく「JAバンクシステム」

お預かりしている貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2019年3月末における残高は1,706億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

リスク管理の状況

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

■リスク管理体制

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に管理部審査課を設置し各支所・店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準などの厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクについては、的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のみスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

資金繰りリスクについては、運用・調達について、月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、収益発生を意図し能動的な要因により発生するリスク（受動的に発生する事務、システム、法務など）について、事務処理や業務運営の過程において損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、迅速・正確にリスク発生後の対応及び改善が反映できるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため、自主検査、自店検査を実施し、削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

コンピューターシステムの安全稼動のため、系統と一体となって安全かつ円滑な運用に努めています。

■ALM管理体制

資金調達面と運用面を総合的に管理するためALM委員会等を随時開催し、金利・経済環境の予測をもとに金利変動リスク等を回避するためのALM手法の充実及びリスクヘッジ手段の活用により、財務の健全性維持と安定的収益確保に努めております。

■審査体制

地域金融機関として、上小地区管内の地域経済の高度化・多様化に対応するため、農業・観光産業をはじめ広い分野にわたって審査ノウハウを蓄積・強化し、地域貢献を基本として積極的に取り組んでまいりました。

地区事業部に融資業務を集約し、専任体制による審査・リスク管理体制も構築しています。今後さらに、専任職員のレベルアップをはかるとともに与信管理能力の向上に努め、信頼にお応えできるよう努力してまいります。



■内部監査体制

業務運営の監査体制について、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の指摘などを通じて、適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、JAの本所・支所・店等すべての事業所・部門を対象とし、理事会承認を得た年度監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長に報告するとともに、定期的にその概要を理事会に報告しております。

また、監査結果については、被監査部署に通知のうえ、改善への取り組みを求めるとともに、その改善取り組み状況をフォローアップしております。

■金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

苦情等受付窓口は最寄りの支所・店または本所へお申し出ください。（連絡先はP.33 店舗一覧をご参照下さい（受付時間 月～金 9時～17時）。

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会 紛争解決センター（電話 03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話 03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話 03-3581-2249）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話 03-6837-1359）にお申し出ください。なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。なお、申立者の居住地の近隣弁護士会で手続きを進める「現地調停・移管調停」が、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等で利用できます。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）

（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構

（<http://www.jibai-adr.or.jp/>）

（公財）日弁連交通事故相談センター

（<http://www.n-tacc.or.jp/>）

（公財）交通事故紛争処理センター

（<http://www.jcstad.or.jp/>）

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

■金融円滑化にかかる基本方針

私たちは協同組織金融機関として、「金融業務の公共性に鑑み、利用者保護を確保しながら金融の円滑化を図る」ことを地域金融機関としての存在意義、および社会的責任と認識しております。

平成25年3月31日をもって「中小企業金融円滑化法」は終了しましたが、当組合では、農業をはじめ中小企業および住宅ローンをお借入れのお客様からのご相談に対し、適切な業務の遂行に向け、以下の方針のもと、引き続き金融の円滑化に取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの特性や事業の状況ならびに財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 当JAは、お客さまからの貸付条件の変更等の相談・申込みにかかる検討にあたっては、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関から照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換を行い、連携を図るよう努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を新たに整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) くらしづくり本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本所及び各支所の融資部門に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

業務・事務の効率化への取り組み

■IC キャッシュカード取扱の展開

近年のキャッシュカードの不正利用に対応するため、これまでの暗証番号に加えて手のひらの静脈の情報を利用した本人確認機器をJA信州うえだ全てのATMに導入しております。加えてキャッシュカードの偽造防止に対応するため、IC（集積回路）を備えたキャッシュカードを発行しております。

■ローンセンターシステムの活用

長野県JAバンクローンセンターシステムを、JA信州うえだローン営業センターをはじめ各拠点に配備し、利用者皆様の資金ニーズに合わせたローンシミュレーションの作成や、ローン相談受付を行っています。

■印鑑照合システムの活用

当座性通帳の届出印偽造による犯罪防止の観点から、通帳上に押印されていた届出印を廃止しました。また、当座性の届出印を各店舗備え付けの端末機から照合できるシステムを導入し、窓口業務の時間短縮を図っています。

行政指定金融機関の取扱状況

指定内容	指定数	行政名
指定金融機関	3	東御市・長和町・青木村
指定代理金融機関	1	上田市
収納代理金融機関	1	長野県

農業振興活動

■農業振興に向けた継続的な取り組み

当JAでは、変化が激しい農業情勢や地域の農業環境、多様な市場・消費者ニーズに対応するため、生産者等からの意見や要望を踏まえ、地域の農業振興の柱である地域農業振興ビジョンの見直しを行いながら、その実践に取り組んでいます。

また、農業所得の増大に向けた取り組みを更に強化するため、営農販売部による市場や量販店とのコミュニケーションの充実により、実需が求める農産物生産と直接販売の拡大に注力するとともに、国の農業関連補助事業にかかわる情報提供や予約注文を中心とした資材提案などのスケールメリットの発揮により、農業生産面で発生するコストの低減に向けた改革に取り組んでいます。

■担い手や新規就農者の育成・支援

当JAでは、これからの地域農業を支える多様な担い手の育成と各種支援に取り組んでいます。

地域農業振興ビジョンに基づく生産振興と農業所得の増大に向け、地域の中心的担い手農家に対し、JA独自の支援策である農業支援プランの活用提案や経営規模・栽培品目に応じた経営指導体制の強化、経営資金に関わるサポート体制の充実に取り組んでおります。

また、(有)信州うえだファームや市町村、関係機関と連携し、就農相談会等を通じた新規就農者の確保・育成のほか、子会社を通じた研修生の受け入れや農地・住宅等の斡旋、資金相談など早期自立と定住に向けた各種支援をすすめています。

■食育活動の推進と地域農業への理解促進

次代を担う子供達に対し、地域の特徴や食・農業への理解促進を図るため、生産者と一体となった食農・食育教育の実施や小学生等の施設見学の受け入れを行っております。

また、幅広い地域住民に対し、地域の農畜産物のPRと農業への理解促進を図るため、地域イベントや交流イベントを開催しています。

■地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、農業所得の増大と農業経営の安定化に貢献するため、農業者や農業法人と更なる取引深耕・関係構築を図る中で、農業資金をはじめとした金融相談機能の発揮と訪問活動を通じた提案・対応力の強化に取り組んでおります。

(2) 農業者等の経営支援に関する体制整備

融資関連部署では、農業分野において高い経営支援能力を有する人材育成に取り組んでおります。現在、当組合内にJAバンク農業金融プランナー41名、日本政策金融公庫農業経営アドバイザー11名が在籍し、農業者等へ経営資金面の相談サポートを実施しています。

(3) 農業者に適した資金供給手法の取り組み

農業者に対するアグリマイティーローン、農機ハウスローン、農業近代化資金等の融資について、JAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っています。また、所定の農業資金では、借入時に必要となる長野県農業信用基金協会保証料の全額助成を実施し、農業者のニーズに応じた資金提案を行っています。

地域貢献情報

■全般に関する事項

当JAは、上小地区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

資金の源泉は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」です。したがって管内地域で資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいております。私たちは、地域の一人として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、事業活動を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

■地域からの資金調達の状況

地域の皆さまからお預かりした貯金残高は、令和2年度末において 3,421.6 億円となっております。貯金等については、季節ごとのキャンペーンや組合員限定定期貯金・地域応援型定期積金など、利用者の皆さまにあった商品の提案に努めております。

■地域への資金供給の状況

地域の皆さまへの貸出金の残高は、令和2年度末において 550.5 億円となっております。この内訳は、組合員等への資金供給 331 億円、地方公共団体等 123.9 億円、その他 95.5 億円です。

地域農業者等の資金ニーズに併せ、農業施設の建設、農業器具機械の購入資金に対応する農業近代化資金などの制度融資や農業経営の安定を目的とした営農資金等、農業経営向上のため幅広い資金対応を行っております。また、生活資金においては、県下統一ローンのほか、JA独自要綱による資金を用意し、地域住民の皆さまの生活の向上に貢献できるよう努力しております。

なお、今般発生している自然災害、疫病等により影響を受けている地域の皆さまからのご相談を承っており、迅速かつ柔軟な対応を行っております。

■文化的・社会的貢献に関する事項

地域文化との係わりとして、地域行事への参画、学校給食への地元農産物の提供に係る支援、農業体験教室、各種農業関連イベントなどの開催等、農業を通じた地域との交流を積極的に行っております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、活動は制限されましたが、地域への貢献や活性化につながる取り組みとして、各地区の地区活動計画に基づき、農地保全や健康づくり活動などを実施しました。

また、年金受給者を対象に「年輪の会」を組織し、旅行、マレットゴルフ大会等（令和2年度は中止）を開催するなど、地域の皆さまの繋がりに役立つような活動を行っております。

今後も引き続き、地域の皆さまに貢献できるよう広報誌などを通じた情報提供に心掛け、より一層の地域貢献ができるよう努力いたします。